

防医教第 1 2 3 5 号

令和元年 1 2 月 4 日

病 院 長
教 務 部 長
防衛医学研究センター長 殿
各 講 座 等 の 長

医 学 教 育 部 長
(公 印 省 略)

**防衛医科大学校倫理委員会看護学科分科会
について（通知）**

改正 令和 3 年 3 月 30 日

標記について、防衛医科大学校における研究に関する倫理規則（平成 2 6 年防衛医科大学校達第 1 1 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。
なお、防医教第 5 3 8 号（2 6 . 4 . 1）は、本通知の施行日をもって廃止とする。

記

（構成）

- 1 防衛医科大学校倫理委員会看護学科分科会（以下「分科会」という。）は次に掲げる分科会長、副分科会長及び委員をもって構成し、当該各号に掲げる者をもって構成する。

（1）分科会長 看護学科長

（2）副分科会長 委員のうち分科会長が指名する者

（3）委員

ア 教務部教務課長

イ 医学科の教官のうち分科会長が指名する者 1 名

ウ 看護学科の教官のうち分科会長が指名する者 1 名

エ 病院看護部長

オ 倫理又は法律を含む人文・社会科学分野の有識者のうち分科会長が指名又は委嘱する者 1 名

カ 部外の有識者のうち分科会長が委嘱する者

キ その他分科会長が必要と認める教官

(任期)

- 2 前項第3号に掲げる委員のうち、分科会長が指名又は委嘱する者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(審査)

- 3 分科会による審査は次のとおりとする。
- (1) 分科会は分科会長のほか、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (2) 分科会は申請者を分科会に出席させ、申請内容の説明及び意見を述べさせることが出来る。
 - (3) 申請者である分科会長、副分科会長又は委員は採決に加わることはできない。
 - (4) 採決は出席者全員の合意を原則とし、別紙様式により審査結果を防衛医科大学校倫理委員会委員長に報告するものとする。

(分科会の責務)

- 4 分科会長、副分科会長及び委員は、審査上知り得た情報を正当な理由なくしてもらしてはならない。

(事務)

- 5 分科会に係る事務は教務部教務課において行う。

(委任規定)

- 6 この通知に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は分科会長が定める。

附 則

この通達は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

配布区分：別表のとおり

別紙様式

看護学科分科会

年 月 日

防衛医科大学校
倫理委員会委員長 殿

防衛医科大学校倫理委員会
看護学科分科会
委員名

看護学科分科会審査結果について（報告）

標記について、下記の通り報告する。

記

1 受付番号

2 申請先区分 看護学科分科会

3 審査対象 実施計画 出版公表原稿 症例報告

4 申請内容

5 課題名

6 申請者

7 審査判定 非該当 承認 不承認 条件付承認
倫理委員会における審議

8 理由